

判例評釈

流し台のシンク事件——後方側壁面の「傾斜面」（構成要件 C1）の充足性が肯定された事例

知財高判平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（ネ）第 10031 号 特許権侵害差止等請求控訴事件）
知的財産高等裁判所第 3 部（飯村敏明裁判長）／原審 東京地判平成 22 年 2 月 24 日（平成 21 年（ワ）第 5610 号）

Claude Opus 4.8 High

I. 事案の概要と結論

本件は、控訴人（原審原告）トーヨーキッチンアンドリビング株式会社が、被控訴人（原審被告）株式会社松岡製作所に対し、被告製品のシンク（システムキッチン用シンク・商品名「3StepSink」）の製造・販売等が、発明の名称を「流し台のシンク」とする特許権（特許第 3169870 号）⁴⁾を侵害すると主張して、その製造・販売・販売のための展示の差止め及び廃棄、並びに損害賠償を求めた事案である¹⁾。

原審²⁾は、被告製品のシンクは本件発明の技術的範囲に属しないとして差止め・廃棄請求を棄却した（別途、被告が技術的範囲への帰属を争わなかった「本件侵害品」1 台分の損害として 1 万 8000 円を認容）。これに対し控訴審は、被告製品のシンクが構成要件 C1 を充足し本件発明 1 の技術的範囲に属すると判断して原判決を変更し、**差止め・廃棄請求を認容**した。一方で、被告製品全体の損害賠償請求（2925 万円）は立証不足として棄却し、損害賠償は本件侵害品 1 台分の 1 万 8000 円のみを認めた。

本件で特筆すべきは、同一の特許・同一の争点（後方側壁面の「傾斜面」）について、特許庁判定³⁾・東京地裁・知財高裁という三つの判断主体が、それぞれ異なる論拠でクレームを解釈し、結論まで分かれた点にある。本評釈は、各判断の論拠を対比したうえで、明細書参酌と出願経過の評価をめぐる本判決の意義と問題点を検討する。

II. 本件特許発明と争点の所在

本件特許発明（請求項 1）は、実務的に次のとおり分説できる。

A1 前後の壁面の上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されていること。

B1 同一のプレートを掛け渡して載置できるよう、上側段部の前後間隔と中側段部の前後間

隔がほぼ同一に形成されていること。

C1 後方側の壁面は、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていること。

D1 中側段部は、プレートが左右にスライド可能となるよう前後壁面のほぼ全域にわたって形成されていること。

侵害論の争点は C1 の充足性のみであり、A1・B1・D1 の充足には当事者間に争いがなかった¹⁾。すなわち本件は、「傾斜面」という一語の解釈に帰趨が懸かった事件である。

被告製品の構造が核心となる。被告製品は、壁面を構成する金属板を折り曲げて段部（リブ）を一体形成したものであり、後方側壁面の上段リブの下部に、下方に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面が存在する¹⁾。もっとも、その傾斜面は短く、傾斜部の下方からは中側段部まで鉛直面が続いており、上下段間のほとんどは垂直壁面で、上側段部の下面（リブ下面）のみが傾斜している⁶⁾。この「ほとんどが垂直」という構造を、C1 の「傾斜面」と評価できるかが問われた。

III. 出願経過——争点を生んだ補正

評釈上看過できないのが出願経過である。当初の請求項 1 は「上側段部と中側段部に同一プレートを載置できる」という思想（第 1 の思想）のみで構成されていたが、審査官は引用文献（特開平 07-204113 号公報、特開平 02-144009 号公報）により進歩性を否定した。これに対し出願人は、当初請求項 2 に対応する「傾斜面」構成（第 2 の思想）を加える補正により特許査定を得た⁶⁾。

この補正の際、「前後の壁面の少なくとも一方」が「後の壁面である後方側の壁面」へと限定され、傾斜面は後方側壁面に絞られた。さらに意見書では、「傾斜面により水の飛散を防ぎ易い」という引用発明にない効果を主張して進歩性をクリアしている⁶⁾。

ここに本件の構造的な緊張関係がある。「傾斜面」は進歩性確保のために補正で加えられた構成であり、本来であれば出願経過参酌・包袋禁反言の文脈において限定的に解釈されやすい性質を帯びていた。後述する三者の判断の分裂も、この補正構成の技術的意義をどう評価するかという一点に由来する。

IV. 三つの判断主体の論拠の対比

同一の C1・同一の被告製品（イ号）について、三者は次のように異なる「ものさし」を採用した。

1. 特許庁判定（属否：属しない）

「傾斜面」は、上側段部と中側段部との間を全体としてみたとき、その「**主たる部分**」を占める必要があると解した。イ号の後方側壁面は主たる部分が鉛直面であり、傾斜部は上側凸条の下面に限られるから「傾斜面」に相当しないとして、技術的範囲への帰属を否定した⁶⁾。

2. 原審・東京地裁（充足性：否定）

「傾斜面」とは、シンク内に奥方への一定の広がりを持つ「**内部空間**」を形成するような、ある程度の面積と傾斜角度を有するものを意味すると解した。この技術的意義は、明細書段落 0018 の「開口部よりも下部が奥方に延び、内部空間が奥方に広がる」旨の記載や、意見書の水飛散防止効果から導かれている⁶⁾。被告製品はそのような内部空間を形成しないとして、充足性を否定した。

3. 控訴審・知財高裁（充足性：肯定）

「傾斜面」は、**上側段部の前後間隔と中側段部の前後間隔を容易に同一にできるものであれば足りる**と解した。上下段間の全ての面が例外なく傾斜面である必要はなく、壁面の一部の傾斜により前後間隔を容易に同一にするものを含むとし、被告製品はリブ下部の傾斜面で前後間隔がほぼ同一になっているとして、充足性を肯定した¹⁾。

三者はいずれも特許法 70 条 2 項に基づく明細書参酌を行いながら、参酌の力点が「内部空間」・「主たる部分」・「前後間隔の同一化」と大きく異なり、結論が割れた。本件は、クレーム解釈の不安定性を示す格好の素材である。

V. 判旨（控訴審・充足肯定の論理）

第一に、控訴審は C1 の意義を**課題から認定**した。従来は上側・中側それぞれに専用プレートを別途用意する必要があったという課題に対し、両段部の前後間隔をほぼ同一にして同一プレートを掛け渡せるようにしたのが C1 の趣旨であるとする¹⁾。

第二に、明細書の**変形実施例の記載を参酌**した。明細書段落 0027 が「本発明は実施の形態に限定されず種々の変更が可能であり、後方側壁面は上部傾斜面となっていなくとも、同一プレートを掛け渡せるよう奥方に延びるように形成されていればよく、その形状は任意である」旨を記載している点を重視し、後方側壁面の形状は前後間隔を容易に同一にできれば足りると結論

づけた¹⁾。

第三に、被告の反論を排斥した。被告の「リブ下面は棚受け機能を持つ部分であって壁面ではない」との主張に対しては、C1 の壁面もプレート載置目的の棚受け部分の下方形状を特定するものであるとして退け、被告の「上下段間がほとんど垂直」「前方側壁面を傾斜面としていない」等の主張も、一部を傾斜面として前後間隔を同一にする構成を充足する以上、不充足の根拠とならず「主張自体失当」とした¹⁾。

VI. 損害論

被告製品の製造・販売による損害（特許法 102 条 1 項に基づく 2925 万円の請求）は、被告の販売台数（39 台との主張）・原告の利益額のいずれも立証できないとして棄却された。裁判所は、原告が主として差止め・廃棄を求め、それが認容されれば目的を達成できると認識して訴訟を遂行していたと推認している¹⁾。差止め本位の訴訟戦略と損害立証の希薄さが、認容額をほぼ象徴的な金額（本件侵害品 1 台分の 1 万 8000 円）にとどめた構図である。

VII. 検討

1. 「課題・技術的意義」を拡張方向に用いた点の特異性

課題等から認定される発明の意義は、通常、クレームを限定解釈する材料として用いられ、拡張解釈の材料として用いた裁判例は少ない。本判決はこれを**広い解釈の根拠**とした点に意義がある⁵⁾。明細書参酌が常に権利範囲の縮減に働くわけではないことを示す一例として位置づけられる。

2. 変形実施例の「具体性」が奏功した点

本件では、段落 0027 が「種々の変更が可能である」という一般的記載にとどまらず、**具体的な変形構成**を記載していた点が効を奏したと評価される。これは、変形実施例に一般的記載しかなくクレームが拡張されなかった東京地判令和 2 年 2 月 5 日〔ホワイトカード事件〕⁷⁾と対照的である⁵⁾。実務上、「その他種々の変更が可能である」という常套句のみでは権利範囲の柔軟な確保に役立たず、具体的な変形態様を明細書に書き込んでおくことの重要性を示す。

3. 出願経過との整合性への疑問

他方、本判決の論理は出願経過との整合性に疑問を残す。「傾斜面」は進歩性確保のために補正で加えた構成であり、それが進歩性をもたらしたのであれば、原審や判定が述べた「内部空間」や「主たる部分」のような付加的技術的意義を生じると考えるのが素直である。これを

「B1 を補足するだけ」と軽く扱う控訴審の見方には、一般的には合点がいかないとの批判がある⁶⁾。意見書で水飛散防止効果まで主張していた経緯に照らせば、出願経過参酌の観点からはむしろ原審・判定の限定解釈に分があるとも言え、控訴審の拡張解釈は包袋禁反言と緊張関係に立つ。

4. 判旨の前提となる事実認定への疑義

控訴審は「実施形態では上側段部から中側段部に至るすべてが傾斜面であり垂直部は存在しない」と述べたが、実施形態には上側段部に続く第2の段部（8b）があり垂直部が存在するから、これは第2の段部を看過した誤りであるとの指摘がある⁶⁾。判旨の前提となる明細書理解に瑕疵がある可能性は、評釈として記録しておくべき点である。

5. あてはめ（対比）の不十分さ

さらに、上側凸条下面の傾斜だけでは前後間隔を同一にできず、下面から伸びる面部分が中側凸条をシンク内方に位置させないこと（鉛直面であること等）が必要であって、本来は中側段部が上側段部よりシンク外方に位置する場合のみに技術的範囲が及ぶと解すべきであるとの分析がある⁶⁾。控訴審の充足判断は、傾斜面の「機能」を捉える一方で、前後間隔の同一化を実現する幾何学的条件の検討が粗いとの評価が可能である。

VIII. 実務上の示唆

最も普遍的な教訓は、三者の「見方」がいずれも請求項自体に現れていなかった点に集約される。解釈の変動は、クレームの重要な技術的事項の記載に曖昧さ・不十分さがあったことに主因があり、発明の本質にかかわる事項をあらかじめクレームに明記しておくことが解釈の一本化につながる⁶⁾。もっとも、本質を明記すれば権利範囲を絞るトレードオフが生じる点に、実務家の判断の難所がある。

具体的な含意は次の三点である。

（i）進歩性確保のために加える限定構成は、その技術的意義をどう位置づけるかが後の権利範囲を左右する。

（ii）「形状は任意」等の包括記載は、具体的な変形態様とセットで記載してはじめて権利範囲の柔軟確保に資する。

（iii）補正・意見書での主張は侵害論におけるクレーム解釈を拘束しうるため、出願経過の形成を権利行使の局面まで見据えて管理する必要がある。

同一発明・同一争点について判定・地裁・知財高裁の判断が分裂した本件は、クレームドラフティングと出願経過形成の重要性を逆説的に示す好個の素材といえる。

註・参考文献

- 1) 知財高判平成 23 年 1 月 31 日（知財高裁 平成 22 年（ネ）第 10031 号 特許権侵害差止等請求控訴事件）〔本判決〕。
- 2) 東京地判平成 22 年 2 月 24 日（東京地裁 平成 21 年（ワ）第 5610 号 特許権侵害差止等請求事件）〔原審〕。
- 3) 特許庁判定 2011-600010 号（判定日 平成 23 年 7 月 6 日）。
- 4) 特許第 3169870 号「流し台のシンク」（特許公報）。
- 5) 杉尾雄一「≪発明の名称を『流し台のシンク事件』とする特許権に基づく差止請求等について、充足性が肯定された事例≫」知財弁護士.COM（弁護士法人内田・鮫島法律事務所）。
- 6) 保科敏夫「流し台のシンク事件を通して特許実務を考える」パテント 2023 Vol.76 No.6・112 頁以下。
- 7) 「特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響」パテント 2020 Vol.73 No.10。
- 8) 東京地判令和 2 年 2 月 5 日〔ホワイトカード事件〕。